

栄養成分表示～成分分析検査～

2015年4月1日より、食品表示法が施行されました。

これまで、加工食品の栄養成分の表示は任意でしたが、この新法では、原則として**全ての消費者向けの加工食品・添加物への表示が義務化**されます。

栄養成分の表示内容

義務	エネルギー たんぱく質 脂質 炭水化物 食塩相当量※
推奨	飽和脂肪酸 食物繊維
その他	糖類 糖質 コレステロール ビタミン類 ミネラル類

※ナトリウムの表示方法

対象食品の限定はありません。これまで「ナトリウム」と表記されていた部分が「食塩相当量」と記載されるようになります。（下記①参照）

但し、食塩を添加していない食品の場合、誤認されてしまう可能性があることから、ナトリウムの後に括弧などを付して食塩相当量と表示し、同じ枠内に記載することが必要です。（下記②・③参照）

栄養成分表示 表記例

①

栄養成分表示(1粒(10ml)当たり)	
熱量	31kcal
たんぱく質	0.4g
脂質	2.0g
炭水化物	2.8g
食塩相当量	0.02g

②

栄養成分表示(1粒(10ml)当たり)	
熱量	31kcal
たんぱく質	0.4g
脂質	2.0g
炭水化物	2.8g
ナトリウム	6mg
(食塩相当量	0.02g)

③

栄養成分表示(1粒(10ml)当たり)	
熱量	31kcal
たんぱく質	0.4g
脂質	2.0g
炭水化物	2.8g
ナトリウム	6mg
(食塩相当量	0.02g)

◎推奨項目について

食品表示法第一章第六条に、以下のような記載があります。

食品関連事業者は、一般用加工食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項の表示を積極的に推進するよう努めなければならない。

- 一 飽和脂肪酸の量
- 二 食物繊維の量

弊社では主に、下記の項目をセットにした検査を行っております。

義務項目(エネルギー・たんぱく質・脂質・炭水化物・食塩相当量)

+
水分・灰分

+
水分・灰分・糖質・食物繊維

上記の推奨項目をはじめ、その他として挙げた項目以外にも対応しております。お気軽にお問い合わせください。

株式会社 **九州保健ラボラトリー**
Kyushu Hoken Laboratory

<http://www.kyuhoh.co.jp>